

【給与・定員管理等について】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率	
					(B/A)	(参考) 26年度
27年度	人 49,829	千円 19,233,835	千円 396,811	千円 2,785,550	% 14.48	% 15.05

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

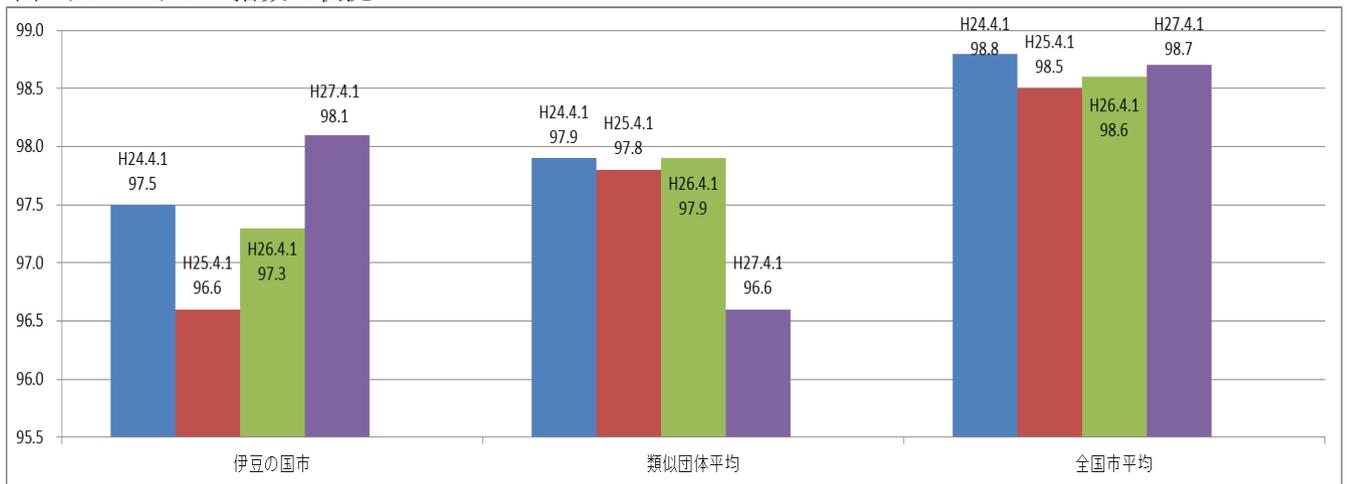
区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当 り給与費 B/A
		給 料	職員手当		計 (B)	
27年度	343人	千円 1,299,452	千円 203,543	千円 496,295	千円 1,999,290	千円 5,829

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊豆の国市	43.8歳	328,947円	394,625円	356,598円
静岡県	42.5歳	335,465円	434,894円	371,893円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円

② 技能労務職

区分	公務員			民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する職種	平均年齢	平均給与月額 B	
伊豆の国市	56.0歳	266,700円	269,680円	—	—	—	—
その他	56.0歳	266,700円	269,680円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員C	民間D	C/D
伊豆の国市	4,457,760円	—	—
その他	4,457,760円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25~27年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊豆の国市	36.2歳	270,094円	283,227円
静岡県 小中学校(幼稚園)	43.6歳	375,975円	424,438円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		伊豆の国市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	184,894 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	150,296 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	147,976 円	—
	中学卒	134,000 円	135,165 円	—
教育職	大学卒	176,700 円	206,480 円	—
	短大卒	157,300 円	—	—

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	251,567 円	349,350 円	374,800 円	405,880 円
	短大卒	—	330,300 円	370,900 円	370,900 円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
教 育 職	大学卒	249,300 円	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

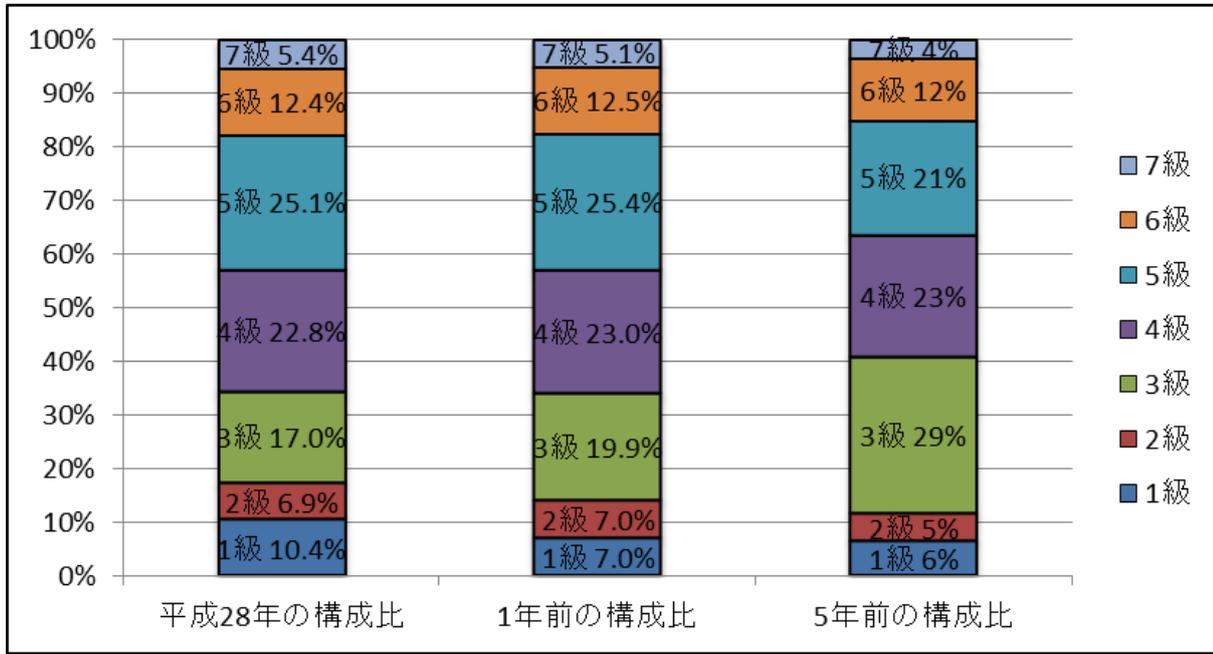
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、参与ほか	14 人	5.4 %	361,300 円	443,700 円
6級	課長、参事ほか	32 人	12.4 %	317,000 円	409,000 円
5級	主幹、係長、室長ほか	65 人	25.1 %	286,200 円	391,800 円
4級	副主幹	59 人	22.8 %	259,900 円	379,800 円
3級	主査	44 人	17.0 %	226,400 円	348,800 円
2級	主任主事	18 人	6.9 %	190,200 円	303,000 円
1級	主事	27 人	10.4 %	140,100 円	246,100 円

(注)1 伊豆の国市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の職務内容別職員数の状況



- (2) 昇給への勤務成績の反映状況
 評価の蓄積がないため、昇給への反映なし

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当の状況

伊豆の国市	静岡県	国
1人当たり平均支給額 (H27) 1,422 千円	1人当たり平均支給額 (H27) 1,606 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45 月) 分 (0.75 月)	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45 月) 分 (0.75 月)	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45 月) 分 (0.75 月)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
 ○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)：未実施

(2) 退職手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	伊豆の国市		国	
	自己都合	定年	自己都合	定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	応募認定退職特例措置：2～45%		応募認定退職特例措置：2～45%	
一人当たり平均支給額	1,378 千円	21,000 千円	—	—

- (注) 退職手当の一人当たりの平均支給額は、27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 27 年度決算)			253 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 27 年度決算)			126,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 27 年度)			0.57%	
手当の種類(手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 平成 27 年度決算	左記職員に対 する支給単価
防疫作業手当	環境政策課職員	防疫作業に従事する職員		1 日につき 600 円
行旅病人等 取扱従事手当	福祉事務所職員	行旅病人等を取り扱う業務 に従事する職員		1 件につき 2,000 円
行旅死亡人等 取扱従事手当	福祉事務所職員	行旅死亡人等を取り扱う業 務に従事する職員	253 千円	1 件につき 5,000 円
じんかい処理 手当	廃棄物対策課職員	廃棄物の収集、運搬などの 業務に直接従事する職員		1 日につき 1,000 円
火葬業務手当	環境政策課職員	火葬を行う業務に従事する 職員		1 日につき 2,000 円

(4) 時間外勤務手当

平成 27 年度	支給実績	90,953 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	306 千円
平成 26 年度	支給実績	84,103 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	297 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成 27 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

○支給実績及び支給職員一人当たり平均支給年額(平成 25 年度普通会計決算)

手当名	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 平成 27 年度決算	支給職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	同じ	—	31,403 千円	222,148 円
住居手当	同じ	—	13,243 千円	264,860 円
通勤手当	同じ	—	15,598 千円	53,601 円
管理職手当	異なる	金額	51,110 千円	690,681 円
宿日直手当	同じ	—	983 千円	4,890 円

○内容及び支給単価

手当名	内 容	支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する ・配偶者 ・配偶者以外の扶養親族一人につき ・配偶者がいない場合の扶養親族のうち一人 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子一人につき	13,000円 6,500円 11,000円 加算5,000円
住居手当	<借家・借間に居住する場合> 支給対象者…自らが借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員	限度額27,000円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する(片道2km未満を除く) <交通機関等利用者の場合> <交通用具利用者の場合> 通勤距離による	実費 2,000円～31,600円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給する	給料月額10%～15%
宿日直手当	日直勤務を命じられた職員に支給する	4,200円/回

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

		給料月額	期末手当の 支給割合		退職手当		
					算定方式	1期の手当額	支給時期
給 料	市長	800,000円	6月期 1.975月分 12月期 2.225月分	給料月額×在職年数× 500/100	16,000,000円	任期ごと	
	副市長	660,000円	6月期 1.975月分 12月期 2.225月分	給料月額×在職年数× 300/100	7,920,000円	任期ごと	
	教育長	600,000円	6月期 1.975月分 12月期 2.225月分	給料月額×在職年数× 220/100	5,280,000円	任期ごと	
報 酬	議長	363,000円	6月期 1.775月分 12月期 2.025月分	—	—	—	
	副議長	324,000円	6月期 1.775月分 12月期 2.025月分	—	—	—	
	議員	300,000円	6月期 1.775月分 12月期 2.025月分	—	—	—	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

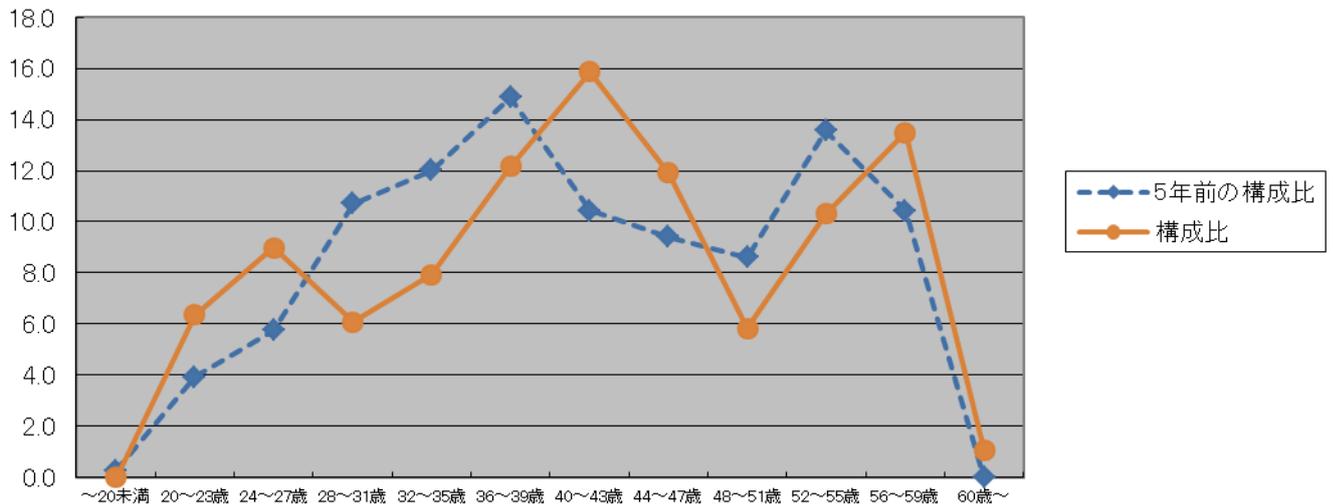
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			28年	27年		
普通会計	一般行政部門	議会	3	4	△1	行政委員会に異動したため
		総務	102	103	△1	支所の業務縮小による職員減
		税務	19	19	0	
		農林水産	9	7	2	業務増に対応するため
		商工	9	11	△2	退職者不補充のため

	土木	27	22	5	課新設による増
	民生	70	67	3	業務充実のため
	衛生	32	33	△1	退職者不補充のため
	小計	271	266	5	
	教育部門	78	77	1	課新設による増
	小計	349	343	6	
公営企業	水道	8	8	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	16	15	1	業務充実のため
	小計	29	28	1	
総合計		378 [432]	371 [432]	7	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	合計
職員数	0	24	34	23	30	46	60	45	22	39	51	4	378

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	261	262	271	270	266	271	10	(3.8%)
教育	90	86	77	77	77	78	△12	(-13.3%)
公営企業等会計計	32	32	31	32	28	29	△3	(-9.4%)
総合計	383	380	379	379	371	378	△5	(-1.3%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長を除く)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
27年度	千円 564,469	千円 137,543	千円 39,673	% 7.0	% 5.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
27年度	7人	千円 24,756	千円 4,283	千円 6,199	千円 35,238	千円 5,034

注1:「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

注2:「給与費」とは、職員に支給する給与の総額をいう。

注3:「職員手当」には退職手当は含まない。

② 職員の基本給、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均給与月額
伊豆の国市	42.10歳	319,500円	398,813円

注:平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含まない。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一般行政部門の制度と同じである。

一人当たり平均支給額(平成27年度)は、886千円である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

一般行政部門の制度と同じである。

平成27年度は、退職者はいない。

ウ 時間外勤務手当

27年度	支給総額	2,169千円
	職員一人当たりの支給年額	310千円
26年度	支給総額	1,765千円
	職員一人当たりの支給年額	294千円

注:休日勤務手当を含む。

エ その他の手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 平成 27 年度 決算	支給職員一人当たり 平均支給年額 (平成 27 年度決算)
扶養手当	同	—	468 千円	156,000 円
住居手当	同	—	673 千円	282,500 円
通勤手当	同	—	233 千円	38,600 円
管理職手当	異なる	金額	740 千円	740,400 円

○内容及び支給単価

手当名	内容	支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 ・ 配偶者以外の扶養親族一人につき ・ 配偶者がいない場合の扶養親族のうち一人 ・ 満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子一人につき 	13,000円 6,500円 11,000円 加算5,000円
住居手当	<借家・借間に居住する場合> 支給対象者・・・自らが借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員	限度額27,000円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する(片道2km未満を除く) <交通機関等利用者の場合> <交通用具利用者の場合> 通勤距離による	実費 2,000円～31,600円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給する	職の区分に応じ定める額